

第VI編 ウォーターPPP 導入の検討

1. 本編のねらいと構成	1
1.1. ウォーターPPP 形成の背景と本編策定の経緯	1
1.2. ウォーターPPP の概要	2
1.3. ウォーターPPP の効果	4
1.3.1. 水道事業者等にとって期待される効果	4
1.3.2. 民間事業者にとって期待される効果	4
1.4. 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の導入にあたって留意すべき事項	5
1.4.1. 水道事業者等の技術の継承	5
1.4.2. 地元企業の協力	5
1.4.3. 債務負担行為の設定	5
1.4.4. ベンダーロックイン	6
1.4.5. 導入検討に係る調査業務等	6
2. ウォーターPPP（レベル3.5）が満たすべき要件について	7
2.1. 4要件の概要及び考え方	7
2.1.1. ①長期契約（原則10年）	7
2.1.2. ②性能発注	8
2.1.3. ③維持管理と更新の一体マネジメント	10
2.1.4. ④プロフィットシェア	12
3. 事例	14
（参考）包括委託に関する検討	27

1. 本編のねらいと構成

1.1. ウォーターPPP 形成の背景と本編策定の経緯

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）」では、事業件数10年ターゲットとして、重点分野において10年間で具体化を狙う目標を設定している。このうち、水道、工業用水道、下水道については、令和4年度～令和13年度において、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））とコンセッション方式とを併せて「ウォーターPPP」と総称し、導入拡大を図ることとしている。

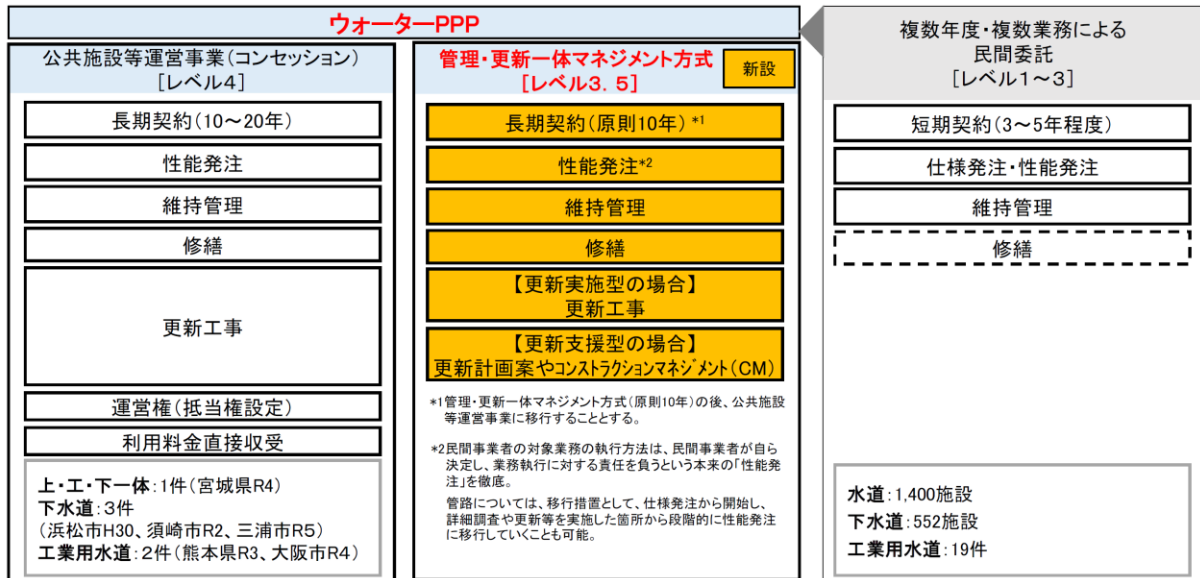
ウォーターPPP導入の背景には、職員の不足・高齢化、更新需要の増大や給水人口・収益の減少といった、「ヒト・モノ・カネ」の課題があり、特に中小規模の水道事業者等において対応が急務となっている。こうした水道事業者等においては、これまで以上に官民連携を進める必要があり、包括的に業務を発注することで業務体制の補完やコストの縮減が可能になるとともに、更新業務の実施又は支援を委託することで着実な施設の老朽化・耐震化への対策が可能になるものと考えられる。

また、コンセッション方式については、“民営化”と同一視され敬遠される傾向があることや、導入検討や事業者選定の手続き等において人員や費用を要するため、より導入しやすく、類似の効果が得られる手法も求められる。こうしたことから、ウォーターPPPとして、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）を新たに設定し、地方公共団体等のニーズに応じた選択肢を拡大することで、多様な官民連携方式の導入等により、案件形成の裾野拡大と加速化を推進するものである。

本編は、水道事業者等が、ウォーターPPPを導入するにあたり、導入した際の効果や満たすべき要件等について、実務的な解説を行うことを目的として策定したものである。なお、ウォーターPPPのうち、コンセッション方式については、第Ⅴ編において説明しており、本編では、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）を中心に解説する。

第VI編 ウォーターPPP 導入の検討

1 本編のねらいと構成
1.2 ウォーターPPP の概要



(出典) 内閣府「ウォーターPPP 概要」

図VI-1-1 ウォーターPPP の概要

1.2. ウォーターPPP の概要

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)とコンセッション方式(レベル4)、及び複数年度・複数業務による民間委託(レベル1~3)を比較すると、料金收受や契約期間等において違いがある(表VI-1-1)。

料金收受については、レベル1~3.5では原則、水道事業者等が收受する。一方で、レベル4では、利用料金として運営権者が收受する。業務期間については、レベル1~3が3~5年程度、レベル4が10~20年(実績ベース)であるのに対し、レベル3.5は原則10年としている。

施設の更新業務については、レベル1~3がこれを実施しないのに対し、レベル3.5とレベル4では実施する(ただし、レベル3.5の更新支援型は、更新計画案の作成まで)。

なお、民間委託(レベル1~3)とは、国土交通省「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」で示される、下水道事業の民間委託における性能発注のレベルであり、レベルが高いほど、業務範囲と性能発注の度合いが上がると整理されている(図VI-1-2)。

このように、レベル3.5は料金收受の権限を水道事業者に残したまま、比較的長期において、施設の更新業務も含めた委託方式であるという特徴を有する。

第VI編 ウォーターPPP導入の検討

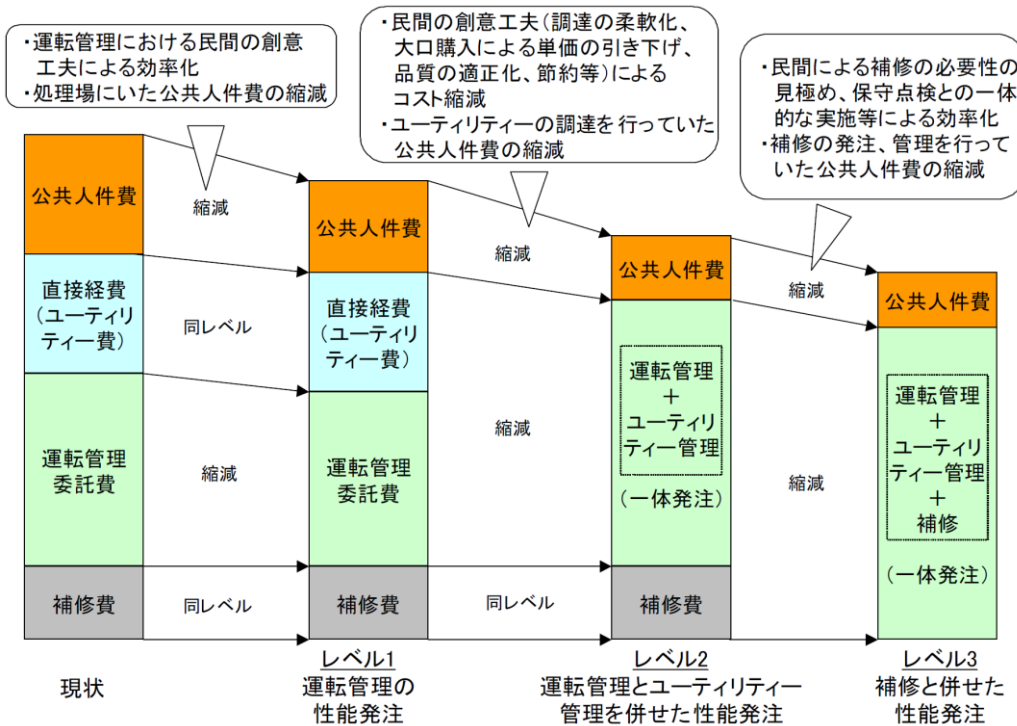
1 本編のねらいと構成

1.2 ウォーターPPPの概要

表VI-1-1 管理・更新一体マネジメント方式と既存方式の比較

項目		公共施設等運営事業 [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3、5]	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1~3]
運営権の設定		有	無	無
料金(水道・工業用水道)・ 使用料(下水道)・ 利用料金(コンセッション)	収受者	料金・使用料:自治体が収受 利用料金(PFI法):運営権者が収受	料金・使用料:自治体が収受	料金・使用料: 自治体が収受
	決定 方法	料金・使用料:条例で定める 利用料金:条例で上限設定が一般的	料金・使用料:条例で定める	料金・使用料: 条例で定める
契約期間		10年~20年(実績ベース)	原則10年	3~5年程度
維持管理	原資	利用料金	(更新実施型)サービス対価 (更新支援型)委託料	委託料
	性能発注と支払いの 仕組み(例)	・水質と水量等を性能指標とし、性能が発揮 されている限り、契約で定めた利用料金を 収受する。 ・従業員数や資機材使用量等は民間の自由 裁量で、期中のコスト削減分は、民間の 利益となる。 ・性能基準を満たさない場合は、減額措置 等あり。	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価 もしくは委託料」に読み替える。) ※性能発注の徹底をガイドライン等で周知	仕様発注・性能発注
更新	原資	利用料金、民間資金、補助金、地方債 ※多様な組み合わせがある	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に 読み替える。)	-
	支払い	・民間資金部分:利用料金で回収 ・補助金・地方債部分:出来高払い等	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に 読み替える。)	-
	自由度の確保	・民間事業者が契約全期間、5年毎、毎年度 の更新計画案を策定し管理者と協議、 調整、合意する。 ・民間事業者が各工事を実施。	(更新実施型)同左 (更新支援型)例えば運営開始後3年毎に 更新計画案を策定し地方公共団体に提供。	-
	プロフィットシェア	-	・契約後VEの活用等 (更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能 な範囲で採用する。)	-

(出典) 内閣府「ウォーターPPP概要」



(出典) 国土交通省「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」(平成13年4月)

図VI-1-2 性能発注のレベルと、性能発注の導入によるコスト削減のイメージ

なお、レベル 3.5 は、当該水道事業等の施設全体への導入だけでなく、単一の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設又は配水施設に導入することも可能である。また、管路を含めることを前提としつつも、対象施設は、民間企業の参画意向等を踏まえ決定する。さらに、地方公共団体等のニーズに応じて、工業用水道、下水道、あるいは、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設も含めてバンドリング（他分野連携）を行うことで、スケールメリットの創出等が可能である。

1.3. ウォーターPPP の効果

ここでは、ウォーターPPPのうち、管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）を導入する場合の効果と留意すべき事項についてとりまとめる。

1.3.1. 水道事業者等にとって期待される効果

管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）については、個別委託ではなく、他分野を含む周辺事業も包括的かつ長期で発注することが可能であるため、水道施設等の規模が小さく民間事業者の参画意欲の不足が懸念される場合であっても、水道事業者等のニーズに応じた事業範囲を設定し、一定の事業規模を確保することが可能である。さらに、他分野とのバンドリングによって、人員や共通する諸経費を削減することで、水道事業単体で発注すると従来の維持管理費よりも委託費の方が高額となってしまうような場合でも、それを抑制できる可能性がある。

長期契約、性能発注を行うことから、レベル 1～3 に比べてより一層、新技術の活用やノウハウの発揮が可能となる。

維持管理と更新を一体的に民間事業者に委ねることで、施設の状態を理解している維持管理業務（3 条業務）を実施する民間事業者が、更新計画案の作成等（4 条業務）に直接関わることから、より効果的・効率的な更新投資を行うことが可能である。こうしたことにより、維持管理費用と更新費用を合わせた、ライフサイクルコスト全体の削減効果を生むことが期待できる。

長期・包括化することで、人員不足を課題とする水道事業者等にとっては、維持管理運営業務に係る職員の負担の軽減や、災害時対応における体制の補完、設計や積算を含む発注業務の省力化に繋げることも可能となる。

1.3.2. 民間事業者にとって期待される効果

個別委託ではなく、周辺分野を含め包括的かつ長期で受注できることで、雇用と収益の安定化を図ることが可能である。

また、新技術の活用やノウハウの発揮と蓄積も可能である。

1.4. 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の導入にあたって留意すべき事項

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、水道法の第三者委託やPFI法のPFI、コンセッション方式のように、個別の法令に規定された制度ではない。一方で、管理・更新一体マネジメントを実施するにあたっては、第三者委託やPFI等の制度を組み合わせることが可能である。

こうしたことを踏まえて、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の導入検討にあたっては、まず、第II編3.1のとおり、現状の連携形態について評価し、対応方策と業務分類の検討を行ったうえ、採用可能性のある連携形態の判定と選定をされたい。また、第三者委託やPFIを組み合わせて導入する場合の詳細は、それぞれ第III編、第IV編も参照されたい。

1.4.1. 水道事業者等の技術の継承

水道事業者等は、民間事業者に長期間業務を委ねる場合に、水道事業者側の職員の技術を継承することについて、留意する必要がある。水道事業者等は、大部分の業務を委ねた後でも、モニタリングや災害対応等を行うための技術力は維持する必要がある。技術力を維持していくための対応として、受託した民間事業者が業務に関する勉強会や施設見学会等を開催し、水道事業者等の職員が参加している事例や、職員を運営会社（SPC等）に出向・派遣している事例もある。

1.4.2. 地元企業の協力

PPP/PFI手法の活用にあたっては、地元企業の協力も重要である。

PPP/PFI手法の対象業務に地元企業が関与する場合は、対象業務について留意が必要であり、マーケットサウンディング等を通して意向を確認すること等が考えられる。PPP/PFI手法を用いて広範囲な業務を委託する場合、地元企業の受注機会が下がる可能性を想定して、地元企業の活用等の観点から、業務の一部を別発注としている事例もある。地元企業への配慮・対策としては、地元企業とのJVを参加要件とすること、地元企業の活用を提案評価の加点要素とすること等が一般的である。また、災害等の不可抗力事象発生時においては、水道事業者等と民間事業者はお互いに協力して危機管理体制の確立、復旧作業等を行う事となるが、役割分担についてはあらかじめ要求水準書等で定めておくことが必要である。

1.4.3. 債務負担行為の設定

予算の確保については、10年間の債務負担行為を行うことになるが、収益的支出（3条予算）は、これまでの委託の金額を基本として算出することが考えられる。資

本的支出（4条予算）については、具体的な更新計画がある場合は、計画に基づいた更新需要を、具体的な計画がない場合は、これまでの更新基準年数をもとに大まかな更新計画を立てた上で算出することが考えられる。また、管路の場合は、個別の更新計画を立てず、更新規模（年間予算額）のみを決めておくことも一案である。なお、4条予算については、管理と更新の一体化の効果を発揮するために、官側の計画通りの更新を求めずに、更新工事の実施量に応じて精算する方法も考慮される。

表VI-1-2 債務負担行為の設定の考え方

予算区分	考え方	
収益的支出 (3条予算)	これまでの包括委託の金額を基本として算出	
資本的支出 (4条予算)	更新計画がある場合	更新計画がない場合
	計画に基づいた更新需要を計上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往の更新基準年数を基に大まかな更新計画を立てて算出 ・ 管路の場合、更新規模（年間予算額）のみを計上することも一案

1.4.4. ベンダーロックイン

包括的な委託を行うにあたっては、従前の施設・設備及び業務の仕様に依拠して、ベンダーロックインが生じる懸念がある。ベンダーロックインは、維持管理・運営にあたって、特定の事業者固有の技術等を用いている場合、競争余地が乏しく、他の事業者が提供する施設・設備、サービス等への入替が困難となり、実質的に同一の事業者依存せざるを得ない状況となることを指す。対策としては、一般論として、仕様やデータ等に関する標準化、共通化が重要とされている。また、施設・設備の入替を行うにあたって、外部のコンサルタント等を用いることにより、代替性のある技術を比較評価することも有用である。加えて、業務を引き継いでいくにあたって、適切な業務マニュアル類を整備しておくことが不可欠である。

1.4.5. 導入検討に係る調査業務等

新たに更新（または更新支援）業務を含めた長期契約委託の発注にあたっては、事前に民間事業者の意見を把握することや、事業スキームや官民のリスク分担の検討、VFMの算出等が必要になる場合がある。それらの導入検討に係る調査や事業者の選定において、一時的な業務量の増加が懸念される。

先行的に取り組んでいる事例を参考にすることが有効であるが、調査支援や選定に係るアドバイザー業務について、外部のコンサルタント等を活用することも考えられる。

2. ウォーターPPP（レベル3.5）が満たすべき要件について

2.1. 4要件の概要及び考え方

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、4つの要件をもって定義される。当該4要件は、以下のとおりである。

- ①長期契約（原則10年）
- ②性能発注
- ③維持管理と更新の一体マネジメント
- ④プロフィットシェア

2.1.1. ①長期契約（原則10年）

企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、既存（従来）の包括的民間委託でよく見られる3-5年間よりも長い10年間を原則とする。

なお、ウォーターPPPは、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式であり、原則10年の管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の後、コンセッション方式に移行することとされている。よって、契約期間は「10年以上」ではなく「10年」を原則とする。なお、様々な事情により、コンセッション方式に移行できない場合でも、水道事業者等に罰則が生じることは想定していないが、引き続き移行に向けて継続的な検討を行うことが望まれる。

契約期間を10年とせず発注する場合は、水道事業者等がその理由を客観的に説明できることが重要である。例外となる場合の考え方としては、対象施設・業務範囲等の設定に際し、例えば、施設の大規模更新のタイミング等が10年の期間の中に収まらず、事業期間を調整する必要がある場合等であるが、検討を行う水道事業者等の実情に応じて、判断されたい。例えば、5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせ、合計15年間程度の更新実施型という形も考えられる。

なお、予算における債務負担行為の設定は、地方自治法でその事項、期間、限度額を表示することになっているが、期間の限度は定められていないため長期の設定が可能である。限度額は各年度の額を記載するが、債務の性格上それができないものは総額の記載でよく、限度額の表示が難しい場合は文言で表示することができる（地方自治法施行規則予算の調製の様式（第14条関係）、地方公営企業法施行規則別記第一号（第45条関係）参照）。

2.1.2. ②性能発注

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）においては、性能発注¹を原則とする。ただし、管路を業務に含める場合、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から、段階的に性能発注に移行していくことも可能である（事業期間（原則10年）中の移行を想定）。

十分な情報開示・官民対話をふまえた契約・要求水準等での適切な規定と、それらに基づくモニタリングの実施が必要である。また、長期契約において生じることが想定される様々な事象に対し、明確なリスク分担（費用・損害分担等）を定めておくことが重要となる。

性能規定については、具体的な数値基準を設けるものがあるが、その数値基準を達成するための「手段」については、広く民間事業者の提案を受けられるものとするのが重要である。管路の性能規定については、例えば「水道水を安定的に給水すること」等の定性的なものも考えられるが、下水道管路の要求水準を参考として、定量的な指標を示す場合の例を図VI-2-2に示す。

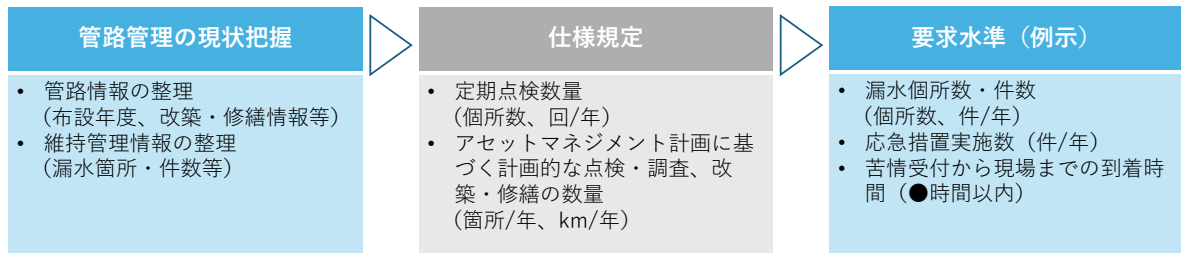
性能規定の例（※現時点での参考例であることに留意）	
<p>○設計業務（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粒状活性炭接触池の設置位置は提案による。 ・建築構造物との合棟、分棟は提案による。 ・要求される水質基準を満足するに十分な過能力を確保すること。 ・新型インフルエンザ対策として、薬品貯蔵量は通常時運用水量の60日分を確保できる容量を確保することを 	<p>原則とするが、別の方法で確保できる場合（例：蔓延期に仮設タンクを設置する、流通ルートを確認するなど）は提案による。</p> <p>○運転管理業務（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応方法、体制については事業者提案とする。 ・20年後に●●な状態で引き継ぐこと。
仕様発注に近い性能発注と見受けられるもの（※現時点での参考例であることに留意）	
<p>○設計業務（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作盤は、板厚を扉2.5mm以上、主要部2.4mm以上、その他1.8mm以上とし、盤毎に閉鎖・独立した構造とする。 ・高炉セメントB又は低熱ポルトランドセメントとすること。 ・場内配管ルート、口径は別添のとおりとする。 	<p>○運転管理体制（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理体制は事業者の提案によるが、夜間も含め24時間有人の体制とすること。 ・オペレーターについては常時2名が常駐すること。 <p>○建設業務（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試運転は6ヶ月以上行うこと。

（出典）令和5年度水道分野における官民連携推進協議会 厚生労働省資料

図VI-2-1 性能規定の例

¹ 国土交通省「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」（平成13年4月）では、「性能発注に基づく民間委託とは、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮するのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方」として紹介している。

第VI編 ウォーターPPP 導入の検討
2 ウォーターPPP（レベル3.5）が満たすべき要件について
2.1 4要件の概要及び考え方



※国土交通省「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」（令和4年3月）を参考に作成

図VI-2-2 要求水準策定のステップ（管路の例）

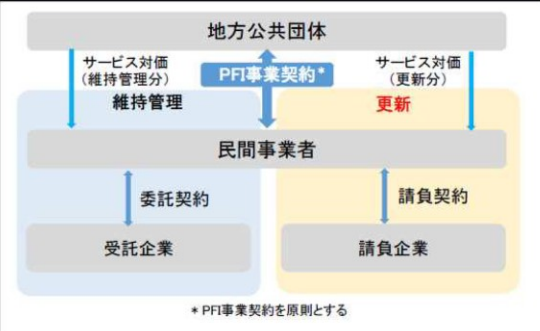
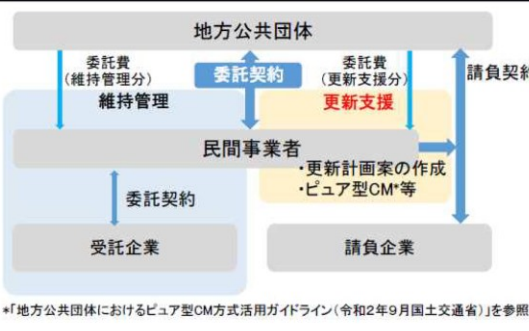
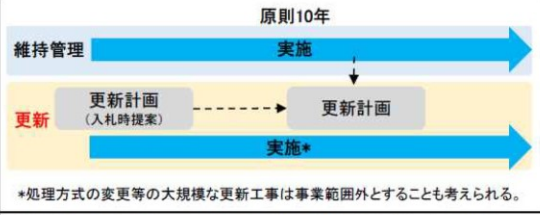
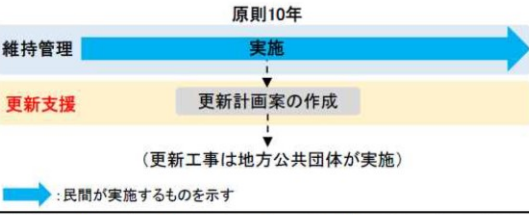
2.1.3. ③維持管理と更新の一体マネジメント

同一の対象施設に、維持管理と、維持管理を踏まえた更新関係業務が設定されることで、維持管理上の知見等を更新（または更新計画案の作成）に反映し、より効率的・効果的な維持管理・更新を実施することができる。

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、維持管理に加えて更新計画案を作成することで、またはコンストラクションマネジメント（ピュア型 CM²等）を行うことで、水道事業者等の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

「更新支援型」の場合、更新工事は水道事業者等が別途発注することになる。また、「更新実施型」、「更新支援型」は発注者である水道事業者等が自由に選択することができ、対象施設や地域ごとに使い分けることも可能である。

（例：A浄水場は「更新実施型」、B地区の管路は「更新支援型」とする等、組み合わせが可能）

類型	更新実施型	更新支援型
契約関係(例)	 <p style="text-align: center;">* PFI事業契約を原則とする</p>	 <p style="text-align: center;">*「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照</p>
事業フロー(例)	 <p style="text-align: center;">*処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。</p>	 <p style="text-align: center;">(更新工事は地方公共団体が実施)</p> <p style="text-align: center;">➡ : 民間が実施するものを示す</p>
特長	<p>○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。</p>	<p>○発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。</p>

(出典) 内閣府「ウォーターPPP 概要」

図VI-2-3 更新実施型と更新支援型の概要

² ピュア型 CM 方式は、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うもの。（※CMRの立場は発注者の補助者・代行者であり、最終的な判断は発注者が責任を負う。）一方、アットリスク型 CM 方式では、発注者に変わり CMR が工事受注者と直接契約することにより、CMR にマネジメント業務に加え施工に関するリスクを負わせる場合の CM 方式（※事業に関する最終的な判断や決定についての責任は発注者が負う。）（出典）国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPP 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の考え方」

「更新実施型」は工事を含めて一括で民間事業者に委ねることから、水道事業者等の体制補完の効果が大きくなる。一方、「更新支援型」を選択することで、発注に関する技術力を水道事業者等に残すことができる。その場合、工事は業務に含まれないが、実際に維持管理を実施する民間事業者の観点から、より効果的な更新計画案を作成することが期待される。

なお、「更新実施型」は、PFI 事業契約を原則としている。PFI 事業の契約にあたっては、PFI 法に基づく手続きが必要となることから、契約時期を見据え、計画的に検討を進めていく必要がある。ただし、事業開始までのスケジュール等を踏まえ、従来どおりの契約方式とすることも可能である。

「更新支援型」として実施する業務としては、「更新計画案の作成」「概略設計」「基本設計」「詳細設計」「工事発注支援」「現場監督補助」、「コンストラクションマネジメント」等、様々な業務が存在するが、業務内容は水道事業者等が個別に設定することができる。また、更新計画案の策定にあたっては、受注者に一任するものではなく、発注者が関与することとなる。

なお、従来の DBO 方式や BT0 方式のように、施設を全面更新した後に維持管理を行う場合、維持管理期間中に部分更新に関する業務（または更新計画案の作成等）を含める必要がある点に留意する。

2.1.4. ④プロフィットシェア

ウォーターPPPは、長期契約が要件となっているが、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入することが必要である。

ここで言うプロフィットシェアとは、契約時に見積もった事業費が、民間事業者の工夫等によって削減した場合に、それを官民でシェアする仕組みのことを想定している。

(プロフィットシェア^{*1}の例)

- ① 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ② 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	プロフィットシェア	
				官	民
①	2削減		2	1	1
②		2削減	2	1	1

*1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

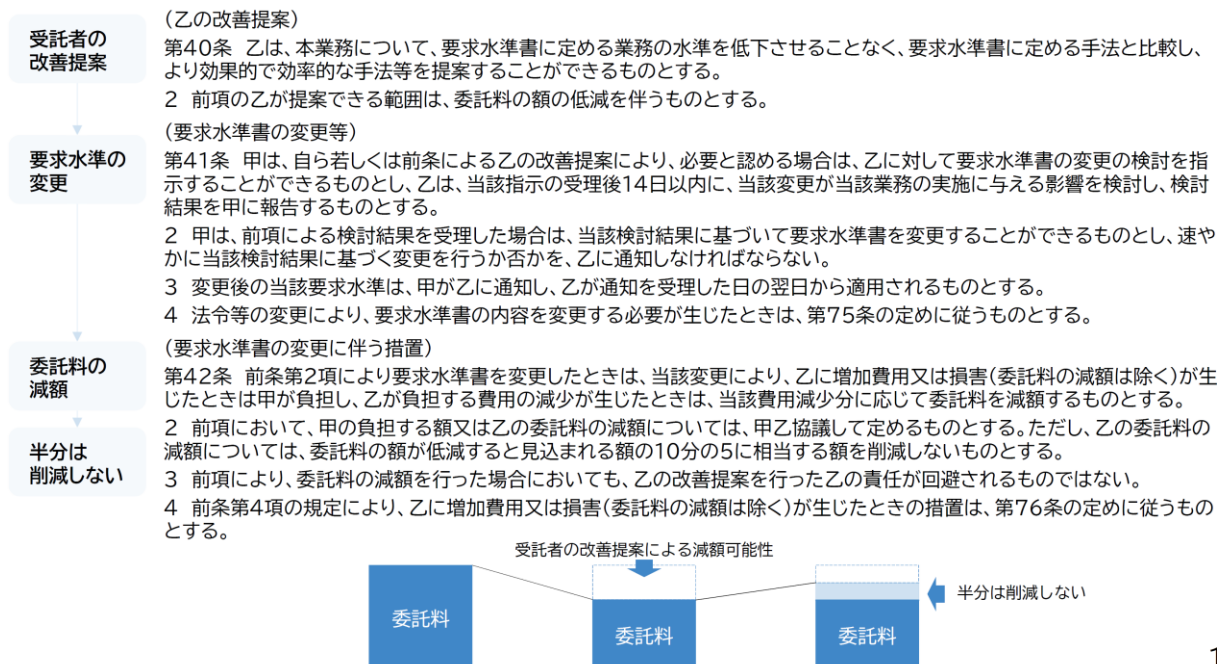
*2: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

※官民のシェアは、1:1に限定されない(例示の一つ)。

※「契約後VE³等を想定」とあるが、これに限定されない(例示の一つ)。

(出典) 内閣府「ウォーターPPP概要」

図VI-2-4 プロフィットシェアの例



(出典) 国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPP管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の考え方」

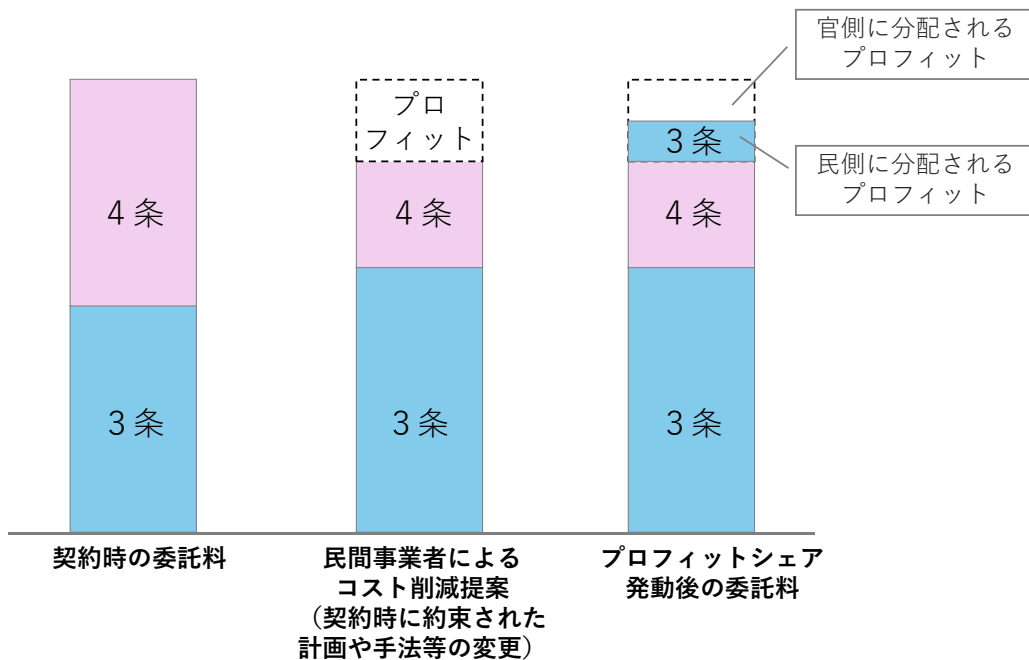
図VI-2-5 プロフィットシェアの契約条用例(茨城県守谷市)

³ 「主として施工段階における現場に即したコスト削減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って、設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の削減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式」(国土交通省「民間の技術力を活用する新たな入札・契約方式について(解説)」より)

また、シェアする割合は、水道事業者等と民間事業者の協議により、設定することができる。

なお、民間事業者の取組の結果、当初見込みを上回る収入を得ることとなった場合に、インセンティブを与えることも考えられる。（例：民間事業者の取組により未収金を回収した場合、回収額に応じて契約金額を増額させる等）

プロフィットシェアのケースの一つとして、民間事業者が、施設を長寿命化するため、維持管理において工夫を行うことにより、更新工事費用が削減される場合がある。そうした、資本的支出（4条予算）が削減される場合でも、民間事業者に分配するプロフィットシェアとしては、収益的支出（3条予算）を充当することが想定される。



※ 3条と4条支出のトータルを削減することを想定

図VI-2-6 プロフィットシェアの予算配分例

3. 事例

本節では、既存の管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の類例について紹介する。これらの事例は、4要件に正確に合致しない場合もあるが、更新の実施又は支援を業務範囲に含めた、複数年の包括的な委託という点でいずれも共通しており、ウォーターPPPの導入検討にあたって参考になるものと考えられる。

本節で示す事例と、4要件については、以下のとおりである。

表VI-3-1 各事例と4要件

	① 長期契約	② 性能発注	③ 維持管理と更新の 一体マネジメント	④ プロフィット シェア
熊本県荒尾市	—	●	●（更新実施）	●
群馬県東部水道企業団	△	●	●（更新実施）	—
茨城県守谷市	●	●	●（更新実施）	●
神奈川県箱根地区	●	●	●（更新実施）	●

なお、守谷市の事例は他分野を含めた委託となっているが、下水道・農業集落排水においては「更新支援型」となっている。

3.1. 荒尾市「荒尾市水道事業包括委託」

1) 事業の背景・概要

窓口業務、料金徴収等のお客さま対応や水道施設の運転管理、保守点検、施設再構築計画、アセットマネジメント、水道施設工事の発注、施工を含む水道事業に係る業務及び排水設備に関する業務等を包括的に事業者へ委託している。

団塊の世代職員の退職、人事ローテーションによる技術系職員の確保の困難、ひいては職員による個別委託業務監督の限界などの要因により、包括委託実施に向けた機運が高まったことから、包括委託を導入した（PFI 法第6条に基づく民間提案により事業形成された）。

令和3（2021）年4月からは、第2期の委託を開始している。

2) 事業体の概要

行政区域面積	57.15km ²
行政区域内人口	49,702人
給水人口	48,502人
給水世帯数	19,674世帯
普及率	97.6%
年間配水量	5,518千m ³
年間有収水量	4,999千m ³
有収率	90.6%

（出典）令和3年度水道統計（日本水道協会）

3) 事業期間・委託金額

1期、2期とも事業期間は5年間となっている。

第1期	事業期間	平成28（2016）年4月1日から令和3（2021）年3月31日（5年間）
	委託金額	約31.8億円（税込）
第2期	事業期間	令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日（5年間）
	委託金額	約58億円（税込）

4) 事業手法

水道の管理に関する技術上の業務に対しては、水道法24条の3に基づく第三者委託を設定している。

また、受託者は、特別目的会社（SPC）を設立することとしている。

なお、本件は、PFI 法第6条に基づく提案によって、実現した事業である。

第VI編 ウォーターPPP導入の検討
 3 事例
 3.1 荒尾市「荒尾市水道事業包括委託」

5) 業務範囲

維持管理業務に加え、アセットマネジメントや各種計画等の策定、工事等業務が業務範囲に含まれている。

第2期委託からは、管路の点検業務や水道施設台帳の管理業務、給水装置関連業務に関して荒尾市指定給水装置工事事業者の更新業務、排水設備に関する業務に関して荒尾市排水設備指定工事店の更新業務が追加されている。

経営及び計画支援業務	経営補助業務、中長期計画の更新業務、調査、問合せ対応及び補助業務
管理支援業務	庁舎管理業務、総務関連補助業務、財務関連補助業務、技術継承支援業務、立入検査等対応業務、見学者等対応業務
営業業務	窓口業務、検針業務、閉栓業務、調定及び収納業務、滞納整理業務
設計建設業務	工事等業務
維持管理業務	水源等運転監視制御業務、水質検査業務、調達品管理業務、点検及び修繕業務、漏水調査業務、量水器取替業務、図面等の管理及び更新業務、環境対策及び安全衛生管理業務、貯水槽水道に係る業務、専用水道に係る業務、給水装置関連業務、排水設備に関する業務
危機管理対応業務	事前対応、災害発生時の対応、災害対策訓練等、災害対策用資機材の管理、事故時対応、その他の危機管理対応

(出典) 荒尾市「荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ)公募要領」

第VI編 ウォーターPPP導入の検討
3 事例
3.1 荒尾市「荒尾市水道事業包括委託」

上水道 **荒尾市水道事業包括委託(第2ステージ)** 長期契約 性能発注 維持管理&更新 プロフィットシェア

〇市内すべての水道施設の維持管理・更新を一体的に民間に委託し、給水サービスの維持向上、持続可能な経営を実現。

【概要】	
事業主体	熊本県荒尾市
民間事業者	あらおウォーターサービス株式会社 (出資者:メタウォーター(株)、荒尾市管工事共同組合、(株)エースウォーター、国際航業(株)、(株)NTTデータ)
給水人口	48,509人(2021年)
契約金額	約58億円(税込み)
契約期間	令和3年(2021)4月1日～令和8年(2026)3月31日 (5年間)
発注形態	性能発注 (水道法に基づく第三者委託に、営業業務、建設設計業務、総務系業務を加えた包括的な業務)
事業内容	・維持管理(水源、ポンプ場、配水池、管路等) ・更新(ポンプ場、配水池、管路等) ・経営・計画更新支援 ・窓口、検針、料金収納業務 ・危機管理対応業務 等
プロフィットシェア	・契約には含まれていない(毎年度出来高に応じて支払い)
その他	・PFI法第6条に基づく民間提案により事業形成

【位置図】

1 荒尾市企業局(中央水源地)

2 屋形山配水池

【事業の効果】	
	荒尾市 包括委託第1ステージの評価・検証結果より
<p>1. 人的基盤の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業により、技術職員数は30%増加(13人→17人)。 全職員に占める水道技術に関する資格所得度は10ポイント増加(7%→17%)。 技術士等の高度な技術及び経験を有する有資格者が配置 <p>2. 給水サービスの維持向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客満足度として、窓口利用者サービスの満足度は9ポイント増加。 ペーパーレス化の推進や、包括委託による入札プロセスの削減等により、業務あたりの作業時間が最大6%短縮。 地域企業にとって入札手続き負担の軽減に繋がる。 ICT技術を取り入れた事業継続計画(BCP)の策定及び訓練の実施。 <p>3. 需要減少下での経営の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務状況は包括委託前の水準を維持。 包括委託前よりも収納率は高い水準。 包括委託前に比べて地域人材雇用数は24%増加(33人→41人)。 地域企業が水道事業経営へ参画できるようになった(地域からの意見)。 実践に即した長期的な視点に立った水道ビジョン等を策定。 <p style="font-size: x-small;">参照: https://www.city.arao.lg.jp/kurashi/suido/jigyo/page13649.html</p>	

【事業スキーム】

(出典) 内閣府「ウォーターPPPの参考となる事例」

図VI-3-1 荒尾市水道事業包括委託概要

3.2. 群馬東部水道企業団「群馬東部水道企業団 事業運営及び拡張工事等包括事業委託」

1) 事業の背景・概要

広域化の基本構想で、経営基盤強化と短期間における交付金を用いた工事量増加への対策を行うことを目的とし、以下の管理方針を定めた。

- ・ 職員が直営で実施する業務（コア業務）と委託によって対応する業務（準コア業務）の位置づけを明確にしたうえで、太田市と館林市で実績のある包括業務委託を導入し、少ない職員数で効率的な業務を実施する。
- ・ 広域化に伴う交付金を用いた期間限定での工事量増加への対策としては、DB方式等の官民連携手法を用いた発注形態で対応する。
- ・ 主要庁舎 1 箇所、分庁舎 2 箇所に職員を集約するとともに、営業所（包括委託業者が設置・運営）を構成団体ごとに設置する。

上記方針の下、事業領域を 3 条支出部分だけでなく、施設の設計や建設などを含めた 4 条支出部分に拡大すること、包括委託の多くの事業期間である 5 年間から交付金対象期間である平成 29 年度～令和 6 年度の 8 年間に拡大すること、これまで太田市、館林市で実施してきた包括委託を 3 市 5 町に拡大することとした。

また、令和 2 年度に実施した群馬県企業局の 2 水道用水供給事業との垂直統合に伴い増加した浄水場施設に係る業務を包括委託に追加している。

2) 事業体の概要

行政区域面積	577.29km ²
行政区域内人口	450,281 人
給水人口	447,687 人
給水世帯数	197,759 世帯
普及率	99.8%
年間配水量	62,866 千 m ³
年間有収水量	-
有収率	83.9%

（出典）令和 3 年度水道統計（日本水道協会）

3) 事業期間・委託金額

事業期間は、8 年間となっている。

事業期間	平成 29（2017）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日（8 年間）
委託金額	約 495 億円（税抜き）

4) 事業手法

水道の管理に関する技術上の業務に対しては、水道法 24 条の 3 に基づく第三者委託を設定している。

整備業務のうち、広域化に伴う再構築にかかる整備事業については、デザインビルド (DB) 方式を用いており、老朽管工事等については、地元工事会社の継続育成等を目的としてコンストラクションマネジメント (CM) 方式を用いている。

また、受託者は、群馬東部水道企業団が 51% を出資する官民出資会社を設立することとしており、企業団の合意形成を踏まえた、職員の出向も想定している。

5) 業務範囲

通常の維持管理業務に加え、予算・決算の事務補助から給水装置関連業務まで、水道事業のほとんどの業務が対象範囲となっている。また、水道以外の他事業からの要請により発生する配水管の移設整備等の業務についても、企業団と協議の上、対応することとなっている。

整備業務については、老朽管の更新や配水管の移設整備等については、CM 方式として設計・施工監理のみを行い、発注自体は企業団が実施する。

施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務	浄水場及び関連施設管理業務、管路施設維持管理業務、給水装置関連業務、水道料金徴収業務、水道事務管理業務
広域化に伴う施設再構築に係る施設整備業務 広域化に伴う施設再構築に係る管路整備業務	広域化に伴い、市町界を越えて施設再構築（統廃合）を実施する事業のうち、受水池・ポンプ場等の施設及び連絡管路を整備するために設計・施工を一括して行い（DB方式）、また交付金申請書類作成を行う業務
既存施設・設備の老朽化に伴う更新整備業務	法定耐用年数を超過し老朽化した井戸や配水池等既設施設の更新や耐震補強、またポンプや受変電盤、流量計等の既設機械・電気・計装設備を更新整備するために設計・施工を一括して行い（DB方式）、また交付金申請書類作成を行う業務
既存管路の老朽化に伴う更新委託業務	法定耐用年数を超過し老朽化した既設管路を更新整備するための、設計・発注支援・施工監理を一括して行い（CM方式）、また交付金申請書類作成を行う業務（施工については企業団が個別に別途入札を実施し、施工業者を選定）
その他事業における工事関連委託業務	区画整備事業や県土木工事等に伴う配水管の移設整備等、水道事業以外の他事業の要望により発生する工事について、設計・発注支援・施工監理を一括して行う（CM方式）業務（施工については企業団が個別に別途入札を実施し、施工業者を選定）

3.2 群馬東部水道企業団「群馬東部水道企業団 事業運営及び拡張工事等包括事業委託」

上水道	群馬東部水道企業団	長期契約	性能発注	維持管理&更新	プロフィットシェア
-----	-----------	------	------	---------	-----------

〇3市5町の水道事業広域化により企業団を設置し、公募を経て設立された官民出資会社に水道事業の運営及び更新工事を委託。

【概要】

事業主体	群馬東部水道企業団(一部事務組合) (太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)
事業者	株式会社 群馬東部水道サービス (出資者: 企業団、(株)明電舎、(株)ジーシー自治体サービス、(株)クボタ)
給水人口	447,697人(2021年)
契約金額	約299億円(税抜き)
契約期間	平成29年(2017)4月1日～令和7年(2025)3月31日 (8年間)
発注形態	性能発注
事業内容	・維持管理(取水・配水・給水・料金・各種事務等) ・更新(浄水場・管路等) ・料金徴収・財務業務・各種管理業務等の支援業務等
プロフィットシェア	電気代等のユーティリティ費や修繕費の削減分は清算しない。

【位置図】

浄水場	15箇所
受水場・配水場	42箇所
管路 (km)	3,412 km
導水管	63 km
導水管	116 km
配水管	3,232 km

浄水場 統廃合計画
広域前24か所 ▶ 令和6年度までに9か所に削減
群馬東部水道サービス資料より

【事業スキーム】

下水道についても一部業務委託を受けている

【事業の効果】

全国的に水道経営の厳しさが増す中、企業団の経営状況は改善傾向

企業団収益状況(料金回収率)

105%	102%	104%	115%
H27 R3 全国平均		H27 R3 群馬東部	

*総務省 平成27年度地方公営企業年報 P60第7表-1及び令和3年度地方公営企業年報 P59第7表-1より

- ◆広域化・垂直統合(県の2浄水場の譲受)の効果により給水に係る原価を抑制
- ◆広域化により増加した維持管理業務や施設統廃合等の更新工事に対し、官民連携スキームを導入

広域化・垂直統合・官民連携事業により、料金回収率が大幅に改善

(出典) 内閣府「ウォーターPPPの参考となる事例」

図VI-3-2 群馬東部水道企業団包括事業委託概要

3.3. 守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託」

1) 事業の背景・概要

老朽化設備の増大や施設の耐震化への対応や、ストック情報基盤の未整備といった課題があるなかで、そうした課題に対応する実施体制の確保や事業費の確保についても懸念が生じていた。

こうしたなか、官民連携の拡大による職員の負担軽減と実施体制の強化、コンサルタント業務の包括化と DX 導入、交付金制度の最大活用による市費削減と安定財源の確保を目的として、拡大包括業務委託の導入を検討した。

こうした検討を経て、水道施設、下水道施設、農集施設の運転維持管理及び上下水道事業に係るコンサルタント業務（計画業務、設計業務、施工監理業務）を包括的に民間事業者へ委託することにより、民間の創意工夫及びノウハウを活用し、上下水道事業の効率化と上下水道利用者へのサービス向上を目指して、本事業を実施することとなった。

2) 事業体の概要

行政区域面積	35.71km ²
行政区域内人口	69,133 人
給水人口	68,344 人
給水世帯数	27,408 世帯
普及率	98.9%
年間配水量	7,027 千 m ³
年間有収水量	6,837 千 m ³
有収率	97.3%

(出典) 令和3年度水道統計（日本水道協会）

3) 事業期間・委託金額

事業期間は、10年間となっている。

事業期間	令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日（10年間）
委託金額	約72.8億円（税込み）

4) 事業手法

私法上の委託契約により、包括委託を実施している。

コンサルタント業務の中に設計及び工事監理が位置付けられており、コンストラクションマネジメント方式が採用されていると言える。

5) 業務範囲

本業務は、水道施設に加え、下水道施設、農業集落排水処理施設の3事業の施設を

3.3 守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託」

業務範囲としている。水道施設については、守谷配水場及び関連水道施設を対象としており、各事業の施設の運転維持管理及び上下水道事業に係るコンサルタント業務が対象業務となっている。

コンサルタント業務には、アセットマネジメント計画や水道事業ビジョン、経営戦略等の策定・改定の他、配水場の耐震診断や設計、施工監理が含まれる。

運転管理業務	運転業務、水質管理業務、調達管理業務、文書管理業務、保安管理業務、上下水道事業PRの補助業務、休日夜間電話対応業務
保守管理業務	保守点検業務、衛生管理業務
修繕業務	定期修繕、突発修繕
廃棄物管理業務	廃棄物管理業務
コンサルタント業務	各種計画等の改定業務、各種計画等の策定業務、耐震診断業務、改築工事実施設計業務、改築工事施工監理業務
緊急対応業務	緊急対応業務

上水道	下水道	農集	守谷市上下水道施設管理等包括業務委託	長期契約	性能発注	維持管理&更新	プロフィットシェア
-----	-----	----	---------------------------	------	------	---------	-----------

○水道、下水道、農業集落排水の運転管理、上下水道事業に関わるコンサルタント業務を包括的に民間事業者へ委託。

<p>【概要】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事業主体</td><td>茨城県守谷市</td></tr> <tr><td>事業者</td><td>ウォーターエージェンシー・オリエンタルコンサルタンツ・中央設計技術研究所 共同企業体</td></tr> <tr><td>給水人口 処理人口</td><td>上水道: 70,017人(2022年) 下水道: 69,841人(2022年) 農業集落排水: 563人(2022年)</td></tr> <tr><td>契約金額</td><td>約73億円(税込み)</td></tr> <tr><td>契約期間</td><td>令和5年(2023)4月1日～令和15年(2033)3月31日 (10年間)</td></tr> <tr><td>発注形態</td><td>性能発注</td></tr> <tr><td>事業内容</td><td>・運転管理、保守管理、修繕(配水場・ポンプ場・排水処理施設等) ・コンサルタント業務(計画、設計、施工管理) ・緊急対応業務</td></tr> <tr><td>プロフィットシェア</td><td>改善提案により低減された委託料を官民で折半</td></tr> </table>	事業主体	茨城県守谷市	事業者	ウォーターエージェンシー・オリエンタルコンサルタンツ・中央設計技術研究所 共同企業体	給水人口 処理人口	上水道: 70,017人(2022年) 下水道: 69,841人(2022年) 農業集落排水: 563人(2022年)	契約金額	約73億円(税込み)	契約期間	令和5年(2023)4月1日～令和15年(2033)3月31日 (10年間)	発注形態	性能発注	事業内容	・運転管理、保守管理、修繕(配水場・ポンプ場・排水処理施設等) ・コンサルタント業務(計画、設計、施工管理) ・緊急対応業務	プロフィットシェア	改善提案により低減された委託料を官民で折半	<p>【位置図】</p>  <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">水道事業 </div> <div style="text-align: center;">下水道事業 </div> <div style="text-align: center;">農業集落排水事業 </div> </div> <p style="font-size: small; text-align: right;">守谷市上下水道事務所資料より</p>
事業主体	茨城県守谷市																
事業者	ウォーターエージェンシー・オリエンタルコンサルタンツ・中央設計技術研究所 共同企業体																
給水人口 処理人口	上水道: 70,017人(2022年) 下水道: 69,841人(2022年) 農業集落排水: 563人(2022年)																
契約金額	約73億円(税込み)																
契約期間	令和5年(2023)4月1日～令和15年(2033)3月31日 (10年間)																
発注形態	性能発注																
事業内容	・運転管理、保守管理、修繕(配水場・ポンプ場・排水処理施設等) ・コンサルタント業務(計画、設計、施工管理) ・緊急対応業務																
プロフィットシェア	改善提案により低減された委託料を官民で折半																
<p>【事業スキーム】</p> 	<p>【事業の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆官民の役割分担の最適化により、執行・運営・危機管理等における実施体制の強化を実現 ⇒ 職員の負担軽減、執行体制の強化 ◆IoT、AI技術の導入により、業務の効率化、省力化を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水質自動制御システムによる処理水質安定化と消費電力量の削減 ・AI技術による運転監視サポート ・クラウド型施設管理システムによる維持管理情報を起点としたマネジメントサイクルの確立 ◆設計や計画策定、施工監理などの業務に国庫補助金を最大限活用による市費の削減 ⇒ 10年間で約7億円の市費削減 																

(出典) 内閣府「ウォーターPPPの参考となる事例」

図VI-3-3 守谷市上下水道施設管理等包括委託業務概要

なお、プロフィットシェアの例として、図VI-2-5に示す通り、事業者は要求水準書に定めるもの以外の手法を提案できることとし、当該提案による要求水準書の変更に

3.3 守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託」

伴って受託者が負担する費用が減少したときは、当該減少分に応じて委託料も減額されるが、当該減少分の10分の5は委託料から削減しないことを定めている。

3.4. 神奈川県「箱根地区水道事業包括委託」

1) 事業の背景・概要

国内の水道事業者が抱えている課題として、人口減少による水道料金の減収、老朽化した水道施設の更新需要の増大、水道管線職員の不足及び高齢化が挙げられる。これらの課題を踏まえ、水道事業の持続性確保に向けて、水道事業ノウハウ習得のためのフィールドを提供し、新たな事業運営モデル「かながわ方式による公民連携モデル」を構築することと、当該モデルを中小水道事業体に普及することを目的として、本包括委託を実施することとした。

本包括委託は、神奈川県企業庁の給水区域の一部である旧箱根水道事業所が行っていたほぼすべての業務を委託しており、とりわけ、国内において初めて建設改良工事を業務範囲に含めた点が特徴と言える。

2) 事業者（箱根地区）の概要

行政区域面積	92.86km ²
行政区域内人口	11,008人
給水人口	5,374人
給水世帯数	4,331世帯
普及率	90.4%
年間配水量	2,546千m ³
年間有収水量	2,037千m ³
有収率	80.0%

(出典) 令和3年度水道統計 (日本水道協会)



3) 事業期間・委託金額

事業期間は、第1期と第2期は5年間、第3期は10年間となっている。

事業期間	第1期：平成26（2014）年4月1日から平成31（2019）年3月31日（5年間） 第2期：平成31（2019）年4月1日から令和6（2024）年3月31日（5年間） 第3期：令和6（2024）年4月1日から令和16（2034）年3月31日（10年間）
委託金額	第1期：38.9億円（税込み） 第2期：43.3億円（税込み） 第3期：（見積上限額）93.7億円（税込み）

4) 事業手法

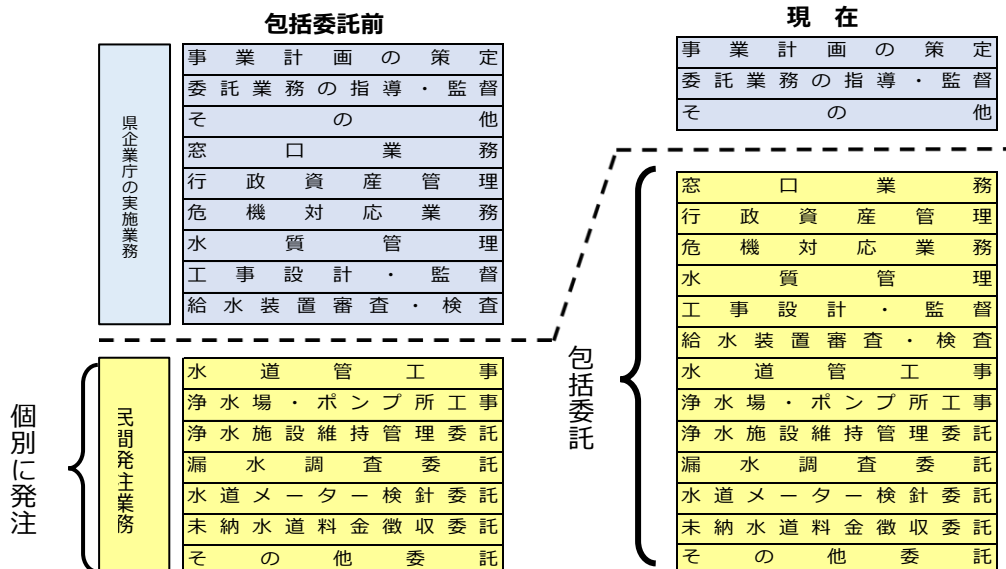
水道の管理に関する技術上の業務に対しては、水道法24条の3に基づく第三者委託を設定している。

また、受託者は、特別目的会社（SPC）を設立することとしている。

5) 業務範囲

本事業は、箱根地区における神奈川県営水道について、建設改良工事を含む、“取水から蛇口まで”という広範囲な業務を民間に包括的に委託するものである。事業計画の策定や委託業務の指導・監督（モニタリング）以外は、概ね包括委託として民間事業者の業務範囲となっている。

浄水場等の施設及び管路に関する工事業務が業務範囲に含まれており、前半5年分については、県が公募時に工事箇所・工事年度を指定して発注する。後半5年分については、前半5年において後半5年分の施設更新工事計画案を作成することが業務に含まれており、事業者は県に計画の承認を受けて、後半5年の更新工事を実施する。また、事業者は、事業期間後10年間の施設整備計画の原案作成補助業務も実施する。



3.4 神奈川県「箱根地区水道事業包括委託」

管理業務	庁舎管理業務、固定資産管理補助業務、県企業庁から提供及び貸与される物品管理業務、広報公聴業務、県企業庁及び外部機関との連絡調整業務、研修業務、営業時間外業務、その他管理業務
運營業務	受付業務（窓口・電話等）、県企業庁収入金の徴収業務、共同住宅等の上下水道料金に関する手続き業務、両水機点検業務、未納整理業務、検満・故障量水器取替業務
施設関連業務	水量分析業務、水源・浄水場・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務、水質管理業務、自家用電気工作物保守業務、工事等業務、給水装置業務、維持管理業務、貯水槽水道に係る業務、調査、問合せ対応業務、お客様対応業務、維持工事用（漏水修理）材料及び専用工具の管理
施設更新計画等原案作成提案業務	令和11年度～令和15年度の施設更新工事計画案作成業務、令和16年度～令和25年度までの施設整備計画の原案作成補助業務
危機管理業務	災害発生時の対応、災害対策訓練等、災害対策用資機材等の管理、事故対応、その他の危機管理対応
その他業務	立入検査対応、箱根温泉原水供給業務、箱根地区水道事業標準業務フローの修正

未納整理業務において、収納率の基準値との乖離を数値化（ポイント化）し、正負双方のポイントに応じて、委託費を増減させるインセンティブの仕組みを導入している。

なお、神奈川県企業庁においては、第3期以降の事業運営手法について、現時点でコンセッション方式の導入の検討は行っていない。